

平成 23 年 8 月 31 日

各 位

株 式 会 社 ニ チ リ ン  
代表取締役社長 清 水 良 雄  
コード番号 5 1 8 4 大証第 2 部  
問 合 せ 先 取締役総務部長 森川良一  
TEL (079) 252-4151

## 単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 31 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

##### (2) 変更の理由

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を見直し、株式単位の引下げを行うことといたしました。

##### (3) 変更予定日

平成 23 年 10 月 1 日（土曜日）

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

| 現 行 定 款  | 変 更 後  |
|--|--|
| (単元株式数)<br>第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 | (単元株式数)<br>第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 |

|  |  |
|--|--|
|  | <p><u>附 則</u><br/><u>(単元株式数に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>第 8 条の変更は、平成 23 年 10 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u><br/><u>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第 8 条の変更の効力発生後これを削除する。</u></p> |
|--|--|

(3) 効力発生日 平成 23 年 10 月 1 日 (土曜日)

**【ご参考】**

上記変更に伴い、平成 23 年 10 月 1 日付をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

以上